

令和 7 年度 滋 賀 県 職 員 採 用 選 考

【文化財保護技術者(建造物担当)】

第 1 次 考 査 受 験 案 内 (令 和 8 年 4 月 1 日 採 用 予 定)

令和 7 年 4 月
滋 賀 県

○ 第 1 次 考 査 期 日 お よ び 場 所

【第 1 日】 教養試験、専門試験および実技試験

令和 7 年 6 月 1 5 日 (日) 滋 賀 県 庁 東 館 7 階 大 会 議 室

【第 2 日】 口述試験および適性検査

令和 7 年 6 月 2 2 日 (日) 滋 賀 県 庁 北 新 館 5 階 5 - C 会 議 室

※教養試験、専門試験および実技試験の成績上位者を対象に実施

○ 受 付 期 間

【持参およびインターネットの場合】

令和 7 年 5 月 1 日 (木) ～ 令和 7 年 5 月 3 0 日 (金)

【郵送の場合】

令和 7 年 5 月 1 日 (木) ～ 令和 7 年 5 月 3 0 日 (金) 《必着》

○ 採 用 日 に つ い て

採用日は、令和 8 年 4 月 1 日とします。

○ 問 合 せ 先

滋 賀 県 文 化 ス ポ ー ツ 部 文 化 財 保 護 課

大 津 市 京 町 四 丁 目 1 番 1 号

電 話 (0 7 7) 5 2 8 - 4 6 7 1

1 採 用 職 種 (担 当) お よ び 採 用 予 定 人 員

文化財保護技術者 (建造物担当) 1 人 程 度

2 受 験 資 格

- (1) 大学 (短期大学を除く。) または大学院において建築学またはこれに準ずる課程を専攻し、かつ、卒業し、または修了した者 (令和 8 年 3 月 31 日までに卒業し、または修了する見込みの者を含む。) で、昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 滋 賀 県 職 員 と し て 懲 戒 免 職 の 処 分 を 受 け、当 該 処 分 の 日 か ら 2 年 を 経 過 し な い 者
 - ウ 日 本 国 憲 法 施 行 の 日 以 後 に お い て、日 本 国 憲 法 ま た は そ の 下 に 成 立 し た 政 府 を 暴 力 で 破 壊 す る こ と を 主 張 す る 政 党 そ の 他 の 団 体 を 結 成 し、ま た は こ れ に 加 入 し た 者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期

令和8年4月1日

※ 採用日は、令和8年4月1日を基本としつつ、合格者に令和7年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。

なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

(2) 勤務先

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 等

(3) 給与等

ア 給料は、4年制大学卒の者で月額242,519円（地域手当を含む。）、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、給料の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、令和7年4月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 第1次考査

(1) 日時および場所

ア 第1日 教養試験、専門試験および実技試験

日時 令和7年6月15日（日）

9時30分（受付開始9時00分）から16時頃まで

場所 滋賀県庁東館7階 大会議室（大津市京町四丁目1番1号）

※ 試験会場へは公共交通機関を利用してください。

イ 第2日 口述試験および適性検査

日時 令和7年6月22日（日）

9時30分から15時頃まで

場所 滋賀県庁北新館5階 5-C会議室（大津市京町四丁目1番1号）

※ 第2日の集合時間および集合場所の詳細は、第1日に試験会場で通知します。

※ 第2日の口述試験および適性検査は、第1日の教養試験、専門試験および実技試験の成績上位者についてのみ実施します。

(2) 方法

大学卒業程度で、次の方法により行います。

なお、口述試験および適性検査は、教養試験、専門試験および実技試験の成績上位者についてのみ行います。

ア 教養試験

択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学、現代の社会に関する知識（知識分野）ならびに文章理解、判断・数的推理、資料解釈等に関する能力（知能分野）について筆記試験（大学卒業程度）を行います。

イ 専門試験

文化財保護技術者（建造物担当）に必要な識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。

ウ 実技試験

建造物の図面作製に係る実技試験を行います。

エ 口述試験

文化財保護技術者（建造物担当）としての知識および技能ならびに公務遂行能力等について個別面接および集団討論による試験を行います。（ただし、第2日の試験を受ける者が1人の場合は個別面接のみを行うこととします。）

オ 適性検査

公務員として必要な適性について検査を行います。（第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、7(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話、スマートウォッチ等の使用はできません。）。

(3) 結果発表

令和7年7月下旬に合格者宛て通知します。

5 受験手続および受付期間

(1) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。また、ウの第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/25sd00010101>

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。



イ 受付期間

令和7年5月1日（金）9時から令和7年5月30日（金）17時まで

（システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。）

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

（ア）履歴書 1人1枚（様式は、滋賀県のホームページからダウンロードすること。）

（イ）写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

（ウ）面接カード 1人1枚（所定の用紙）

※ 個別面接時の参考資料とします。様式は滋賀県のホームページからダウンロードしてください。

（エ）受験番号通知 1人1通（受験番号を通知するメールを印刷したもの）

※ 受験番号を通知するメールは、令和7年6月4日（水）以降に順次、送信します。（申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。）

※ 令和7年6月9日（月）までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課に連絡してください。

電話 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 （077）528-4671

(2) 出願票を持参し、または郵送する場合

ア 受験手続

イ（ア）の出願時に必要な書類等をウの提出先にエの受付期間内に提出してください。また、イ（イ）の第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

イ 必要書類等

(ア) 出願時に必要な書類等

- a 出願票 1人1通(所定の用紙)

交付場所：滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館4階

電話(077)528-4671

ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/343643.html>

※ 郵便または電話で出願票を請求できます。郵便による請求の場合、郵便はがきの裏面に「令和7年度滋賀県職員(文化財保護技術者：建造物担当)採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、交付場所に請求してください。

※ 滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

- b 郵便はがき 1人1枚(宛先として、住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(イ) 第1次考査受験時に必要な書類等

- a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

- b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

- c 面接カード 1人1通(所定の用紙)

※ 個別面接時の参考資料とします。用紙は、出願票と同時に交付します。

- d 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和7年6月9日(月)までに到着しない場合は、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課に連絡してください。

電話 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 (077)528-4671

ウ 提出先

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

エ 受付期間

出願票は、令和7年5月1日(木)から令和7年5月30日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の9時から17時までの時間帯に受け付けます。郵送の場合は、令和7年5月30日(金)《必着》とし、必ず簡易書留により送付してください。

6 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

公の意思の形成への参画に携わる職員の職は、部長級、次長級および課長・参事級の職のうち、県の行政について企画、立案および決定に参画する職です。

- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 その他

- (1) 第1次考查合格者については、令和7年7月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第1次考查合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和7年7月下旬に合格の通知をします。
- (3) 大学卒業見込みを要件として受験した者が、令和8年3月31日までに大学を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。